

地域支援事業

認知症施策の推進

- ・ 認知症サポーターの養成
- ・ 認知症初期集中支援チームの活動
- ・ 認知症カフェの推進
- ・ 認知症ケアパスの周知・活用など

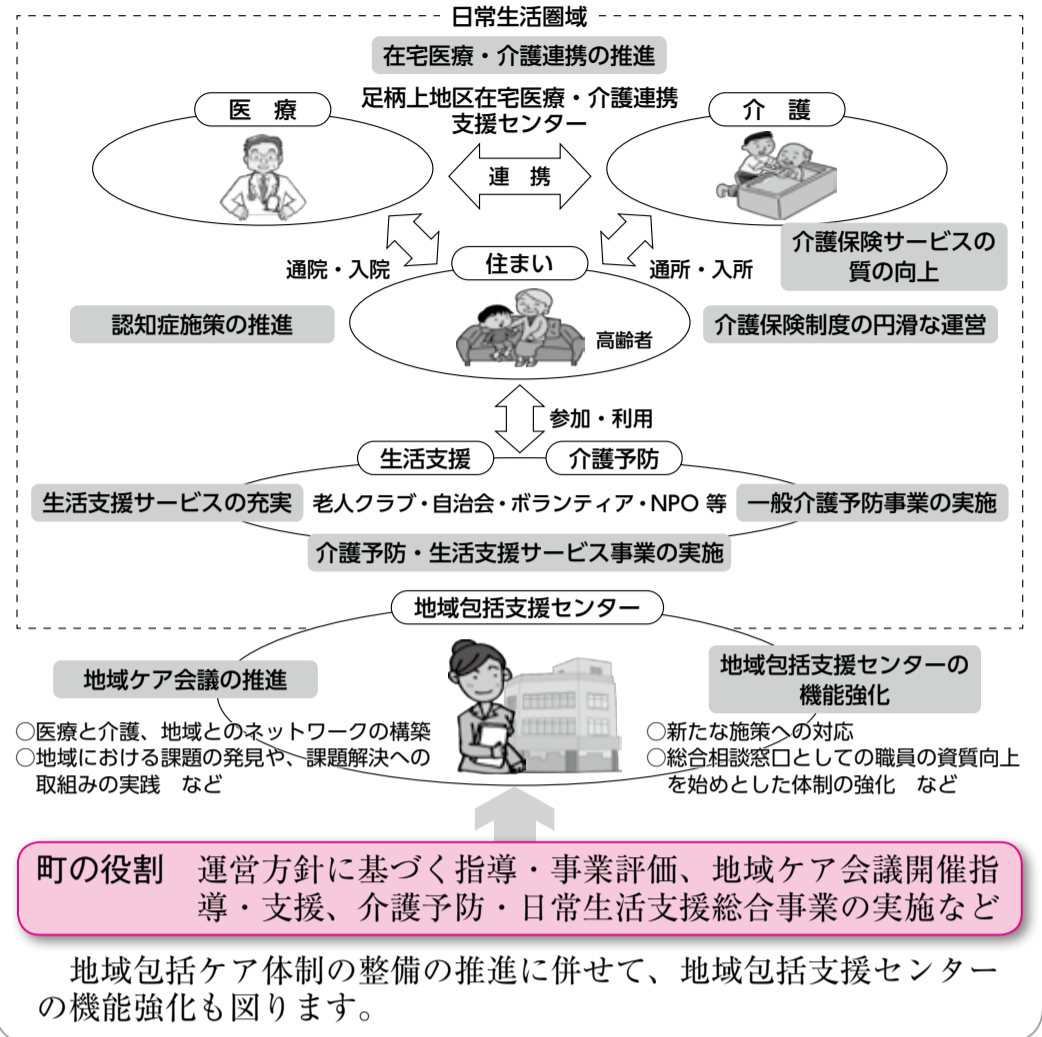
一般介護予防事業

- ・ 介護予防把握事業
- ・ 介護予防普及啓発事業
- ・ 地域介護予防活動支援事業
- ・ 一般介護予防事業評価事業
- ・ 地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防・生活支援サービス事業

- ・ 訪問型サービス (第1号訪問事業など)
- ・ 通所型サービス (第1号通所事業など)
- ・ その他の生活支援サービス
- ・ 介護予防ケアマネジメント

地域包括ケアシステムのイメージ



第1号被保険者 (65歳以上の方) の介護保険料

介護保険料は基準額をもとに決められます。

介護保険制度では、介護サービスを提供するのに掛かる費用のうち、23%を1号被保険者 (65歳以上の高齢者) の保険料で賄うことになっています。

特別な事情がないにもかかわらず保険料の滞納が続く場合は、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、本来ならば1割または2割である利用者負担が3割になったりする措置が取られます。保険料は必ずお納めください。

第7期介護保険料の基準月額額は
5,100円です

所得段階	対象者	割合	月額保険料
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の人、世帯全員が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.50	2,550円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.75	3,825円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額×0.75	3,825円
第4段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.90	4,590円
第5段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額	5,100円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	6,120円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.30	6,630円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.50	7,650円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上360万円未満の人	基準額×1.60	8,160円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が360万円以上695万円未満の人	基準額×1.70	8,670円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が695万円以上900万円未満の人	基準額×1.90	9,690円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が900万円以上の人	基準額×2.00	10,200円